



明治十年代の歴史教育における愛國心の問題

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高橋, 功 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00000414

明治十年代の歴史教育における愛國心の問題

高 橋 功

（北海道学芸大学釧路分校史学研究室）

Tsutomu TAKAHASHI : On the Patriotism Seen in
Teaching History in the Years from 1877 to 1886

一 序 説

現在歴史教育の理論と実践に関し、多くの混乱がみられ、この混乱をときほぐすことは目下の急務である。特に、歴史教育において愛國心を養うべきであるという論議に至つては左右両翼の政治家、学者、一般父兄層、現場の教師群等それぞれの立場から、この国民的課題について意見をだし、単に教育上の問題であるよりは、むしろ政治上の問題とさえなつている。

歴史叙述が単なる年代記的な事実の羅列に止まらずして、そこになにほどかの歴史観による記述の統一がある限り、そこになにほどかの道徳的、又は政治的教育効果を期待しうることはいうまでもない。しかしことさらに政治的、道徳的教育効果を意図し、歴史事実の真実についての科学性を無視する傾向があり、このような歴史叙述を、日本においては「教育的歴史」又は「応用史学」と呼び、「科学的歴史」又は「純正史学」と区別した。（註1）

歴史教育において批判的思考又は科学性を問題にするようになったのは極めて新しいことであり、（註2）日本においてはせいぜい1945年の敗戦以後のことである。それでは愛國心涵養のための歴史教育が誕生したのはいつ頃のことであるか。又それが「科学的歴史」又は「純正史学」とどのような関係にあるものであるか。少くともナショナリズムなる現象は近代国家形成に伴い、たとえそれが古典的であるにせよ、また擬似的であるにせよ、十九世紀を通じて資本主義諸国家間を通じて共通の現象であつた。愛國心は一方では民族の誇りを高めることによつて国民を統一し、他方では国民共通の関心を国民各階層に滲透させることにより、国家権力への忠誠心を要求する機能を果している。今日どのような権力支配への忠誠であるかということが問題となつており、同時にそれと結びつく歴史教育のあり方が論議されている。

歴史教育が特定の思考形式乃至行動様式を伝達することを意図する社会的な作用である限り、歴史教育についてのもろもろの論議も特定の社会体制と直接のつながりを持つものである。従つてこのむすびつきをときほぐすことが論点を整理する有力な方法であり、かつ論議を地につけ、現実的ならしめる道である。最近歴史教育に関する論著も二三見られるが、或は類型的な考察であつたり、また「理念として乃至政策として打出されているものと、現実の歴史教育実践」（註3）の開きを追求するものであるに過ぎない。私がこゝで教育社会的方法特に歴史的方法によつて上記の問題を追求してみたいと考える。（註4）

註1）「教育的歴史」を体系づけたのはヘルバルト学派を祖述した谷本富で、明治二十七年「実用的教育学および教授法」の中で「歴史と一口に言へど、其種類固より一ならず。之を大別して二種とすべし。一は科学的歴史にして是は専門教育に属す。茲に用なし。一は教育的歴史にして吾人の普通教育に於

て用うる所のものなり」(219頁)と述べている。しかし、このような考はすでに明治二十三年伊沢修二は「歴史は博して、其中には、一の理学として研究する所の歴史と、道徳の目的を達する方便とせる歴史とは大に違う。」(伊沢修二「演説講義」「国家教育」明治23年4号 所収論文35頁)と論じている。

- 註 2) 歴史教育が道徳教育又は愛国心涵養のための歴史教育と訣別したのは二十世紀初頭で、ラングロアとセーニョーボは次の如く述べている。「我々はもはや道徳における教訓のために、又は行為のよい例を求めて歴史に赴こうとはしない。まして劇的な絵画的な情景のためでもない。(中略)又ドイツにおいて見られるように愛国心と忠誠心を進めるために歴史を利用しようともしない」と。(Introduction to the study of History, a translation of their Introduction aux études historique, by G. B. Bery, 1903, Reprinted 1932. p. 381)しかし依然として二の見解がヨーロッパにおいても対立しており、1950年のユネスコの国際理解をすすめるための歴史教育に関するセミナーでは次の如く報告されている。「この問題の討論において、グループは充分に融和できないところの二つの反対意見を示した。一は純粋史学又は科学的歴史を主張する学者達の見解で、国民史であれ、世界史であれ、歴史の形式的研究を強調する傾きがある。他の一は教育的歴史家の見解で、歴史研究を児童の心理とその要求と関心に適応させる必要を強調する。」(Unesco distribution: Better History Textbook, 1950 p. 15)
- 註 3) 結城陸郎「学習指導のあゆみ 歴史教育」昭和32年2頁
- 註 4) 教育社会学の方法として歴史的方法、事例研究法、統計的方法の三をあげることができるが、歴史的方法の意義につき海後勝雄氏は「歴史的方法は、実証的方法によつて利用される手段ではないし、後者の欠陥を補足するようなものでない。むしろぎやくに、歴史的な把握が先にあつてその部分的な厳密化のために実証的手段を必要なかぎり利用するものであると解しなければならぬ」と。「教育社会学における歴史的方法の重要性」日本教育社会学会編「教育社会学の課題」昭和27年 所収 p. 88

二 愛国心涵養のための歴史教育の端緒的形態

歴史科が教科として独立したのは明治十二年の自由教育令からであるが、愛国心涵養のための歴史教育は明治十四年の小学校教則綱領、明治二十二年の小学校教則でうち出され、こゝでうち出された型は敗戦に及ぶまでの日本の歴史教育を特色づけるものであり、その取扱に多少のニュアンスの差があつたとしてもその根本においては変ることがなかつた。

その第一の特色は「凡歴史ヲ授クルニハ努メテ徒ヲシテ沿革ノ原因結果ヲ了解セシメ、殊ニ尊王愛国ノ志氣ヲ養成センコトヲ要ス」(明治十四年小学校教則綱領第十五条)というような愛国心涵養を以て歴史教育の眼目とすることであり、更にすんで第二には「人物ノ言行等ニ就キテハ修身ニ於テ授ケタル格言ニ照シテ正邪是非」(明治二十三年小学校教則第七条)を弁別するという歴史教育の道徳教育への従属である。所謂「教育的歴史」又は「応用史学」なる型態の歴史教育の端緒的なものは明治十四年にすでに見られるが、その本格的なものは明治二十三年まで下る。

それでは明治十四年から明治二十三年に及ぶ「教育的歴史」又は「応用史学」なる歴史教育の端緒的形態とはいかなるものであつたか。明治十四年の小学校教則綱領では「建国ノ体制、神武天皇ノ即位、仁徳天皇ノ仁慈、延喜天曆ノ政績、源平ノ盛衰、南北朝ノ両立、徳川氏ノ治績、王政復古等緊要ノ事実其他古今人物ノ賢否、風俗ノ変更等ノ大要」(第十五条)と規定し、明治初年において課せられていた世界史教材を初等普通教育から排除し、主として政治史教材を以て歴史教育の教授内容としている。その内容を更に具体的に知る方法として教科書分析の方法がある。

師範学校の教科書については明治十九年の文部省令第十三号で「師範学校令第十二条尋常師範学校ノ教科書ハ当分左ノ図書中ヨリ撰用スヘシ」(註1)として次のものをあげている。

国史按 木村正辞著

日本文明史略 物集高見著

皇朝史略 青山延干編

日本外史 頼襄編

十八史略 曾光之編次

明治新刻元明清史略 石村貞一編次

清史鑿要 増田貢著

校正万国史略 西村茂樹編輯

低洛爾氏万国史略 木村一步、永田健助、海老名晋訳

物集高見の日本文明史略は社会史、風俗史に注目し、在来の歴史叙述を「おほかた政官の交替、戦争の勝敗と天変地異とのみしるして、其外忘れたるがごとし」（例言）と批判している。しかし「彼の西洋人のかたみに競いあひて進みけんさまとはいと甚くことにして、此国人八万つの事すべて朝廷すなわち政府のおもむけにともない、かくもなりしなり」（首尾）と述べていることで明瞭であるように文化を以て為政者の教化と見なす点で儒教的歴史観を脱却していない。その他の歴史教科書は江戸時代藩校の歴史教科書であるか、または仮名交り文に直しただけのものであり、少くとも日本歴史に関しては江戸時代以来の歴史観に対して何等の変革を来すものではなかつた。

小学校の教科書には「略史」「史略」の名のつくものが多いが、特に笠間益三の「日本略史」四巻は明治六年に出ており、明治二十年近藤瓶城訂正「新撰日本略史」四冊が出るまで、多くの改訂刊行がつけられた。その内容は神代の記載を抜き、主として歴代天皇の治績を簡単な項目として羅列した編年史である。その叙述例は次の通りである。

清和天皇 貞観二年、帝孝経ヲ読ム、帝、外祖父良房ノ第二幸シ、耕田ノ礼ヲ行フヲ観ル、〇八年伴善男応天門ヲ火キ、源信ヲ誣ントス、事覚レテ竄セラル、〇十一年六月、新羅ノ海賊、夜ル博多ニ入り、人家ヲ掠メ去ル、〇海西山陰諸国兵備ヲナス、是歳、貞観格成ル、〇十四年太政大臣良房薨ス、〇十八年〔千五百三十六年〕十一月、帝位ヲ禪リ、薙髮シテ諸名山ヲ行脚シ、精進潔身以テ身ヲ終フ。

また「真備ハ博学多芸ノ人ナリ、然レドモ性奸佞ニシテ、僥倖ヲ祈ルト云フ」「基経（中略）至公無私ト謂フヘシ」（巻二）というような人物の言行についての道徳的な批判を随処に下している。以上のようにこの教科書は江戸時代以来の朱子学的勸善懲惡史観を一步も出たものではない。江戸時代の藩校又は私塾で用いられた教科書を仮名交り文に直しただけのものであり。挿絵も極めて少く、無味乾燥な教科書であつた。

勿論すべてがこの体裁であつたわけではなくこれと異つた一群の教科書があつた。明治十八年大槻文彦の「校正日本史」では推古天皇以前の開化の第一期、王朝時代、大陸文化輸入の開化の第二期、中世武家時代の兵争闘夜の期、江戸時代の開化の第四期なる時代区分を試み、「年代ヲ逐ヒテ、各題ヲ列ネテ以テ通史ノ連続ヲ為サン」（例言）めたものであり、「此幾多ノ変遷ヲ熟知シテ、因テ往時ノ由来ヲ鑑ミ、又従来ノ形勢ヲモ察スベシ。コレ史ヲ学ブノ本旨ナリ」（総論）と述べている例もある。

こゝでは明かに編年体による朱子学的勸善史観による歴史叙述の伝統を脱却しているものがある。また明治十九年小幡篤次郎の出した「小学歴史階梯」では上世紀、中世紀、近世紀なる西洋史の時代区分を入れ、社会経済史の内容を豊富に取り入れているが、神武天皇以前については何等ふれようとしなない。

以上によつて、明治十年代においては、教授内容につき明に対立した二つの潮流があり、互に融和しないで混迷をつづけていた趣を知ることができよう。

それではこれらの教授内容はどのように取扱われていたのであろうか。明治十六年若林虎三郎、白川毅の改正教授術、改正教授術続編が出て、教授法は一段と進歩している面が見られる。改正教授術で所謂「開発教授」が説かれ、「教授ノ手続」として復習、教授、演習、約習なる教授の一般

形式を示し、その間に挙手、斉唱、級決、教可、書板等問答に必要な技術をはさみ、一斉教授の形式を改善した。しかし明治十九年頃の状態は「初め開発的開発的と口喧しく称したるは真底より出でたる言に非ず。時始めて此新規の法に遭遇せしを以て、物珍らしき故斯くは為し」(註2)たのであつて、「現今ノ小学校ハ大概注入的ニシテ開発的ト称スルモ矢張り其实注入的」(註3)であつた。明治十八年鹿児島県の状態として「本県小学修身ノ教授ハ読方ノ教授ニ異ナル所ナン、地理、歴史、博物、物理、化学、生理、経済モ亦然リ」(註4)と報告されているように教科書法が一般的であつたことはたゞに鹿児島県だけのことではなかつたものゝごとくである。明治十九年山梨県の小学会同試験の例を見ると、「安徳天皇ハ何レノ所ニテ崩御センヤ、且其国名ヲ挙ゲ、又其時ノ景況ヲ略述セヨ、(2) 信玄、謙信ノ大戦ハ如何ナル国ニ於テ如何ナル場所ナルヤ、又戦争ノ源因ハ如何」(註5)などの出題例があり、こゝで問われていることは事実的知識がどれだけ記憶されているかということである。

註1) 明治19年7月7日附文部省訓令第7号(「新聞集成明治編年史」3巻 698頁)

註2) 「大日本教育会雑誌」37号 66頁

註3) 「大日本教育雑誌」28号 53頁

註4) 「文部省第十一年報」明治18年所収「学事巡視行程鹿児島県」31頁

註5) 「東京教育新誌」146号 7頁

三 愛国心涵養のための歴史教育形成過程における適應、対立、協同

十九世紀のヨーロッパ及びアメリカの先進資本主義諸国にあつては、近代市民教育における教育の宗教的中立の原則が確立し、聖書及び教義問答を含む宗教教育は公立初等学校のカリキュラムから排除され、それにかわつて歴史科なる教科がナショナルリズムを盛るの具として登場した。(註1)ところが日本では明治維新のような政治変動があつたにかゝらず、市民革命は経験しなかつた。

このことが近代市民意識による日本歴史の書き換えの未成熟な状態に止まる理由であり、僅に福沢諭吉の「文明論之概略」や田口卯吉の「日本開化小史」に萌芽的なものが見られるだけである。このような勢下にあつて教育実践の場にある教師群はどのような動きを示したであろうか。

堀江英一氏及びこれにつらなる研究グループは自由民権運動の諸段階を士族民権、豪農民権、農民民権の三段階に定式化した。(註1)少くとも明治十年までは農民騒擾と自由民権運動とが平行した運動であつたと同様に師範学校で新しい教育技術を身につけた教師群と農民とはかけはなれた存在であり、むしろその教育は拒否されていた。(註2)ところが明治十年代に入ると、自由民権運動の主体が豪農、農民に移ると共に、教師群もその一翼に加わり、学校という離島も自由民権運動の影響を受けずにはいながつた。

明治十九年における森有礼の教育改革以前における教員養学校の雰囲気には、福沢門下の影響が多分に流れていて、自由闊達な風があつた。「明治十四五年頃は世間一般自由民権論盛なりし時代で、師範生も亦時事を論じ、隨時演説会討論会を開きて政論を論ずるを常とし、長髪無帽、短袴を穿ち、散歩の折には太き太刀、木刀を手にして豪傑気取りに大道を闊歩し」(註3)たのはたゞに新泻師範学校に限つたことではあるまい。明治十五年福島事件が起つた当時福島師範学校の寄宿舎に「踏み込んで押し去り、若松の裁判所に護送されたといふ話と共に、小使部屋の一部には生徒が同事件の夜警に用ひた竹槍など多数残つてゐた」(註4)と伝えられている。教師の気風についても、明治十六年千葉県の場合として「一兩年前は小学校の教員甲乙相会すれば民権振わずとか、国会起すべしとか喃々相語」つたと報告されている。(註5)

このような動きは広く農民層によつても支持され、児童生徒をもまき込んで行つた。福島県では河野広中の自進館（明治十三年開講）など自由党员であつて寺小屋を開いているものが多く、石川郡の例では寺小屋二十中自由党员の経営になるもの七カ所あり、ルソーの民約論、ミルの経済論、スペンサーの立憲政体略が教えられていた。（註6）従つて河野広中を生んだ三春町では、明治二十年頃のこととして「一時民権風ニ破レ果テタル教育ナレバ之ヲ改良上進セシムルハ教員ノ難ム所」であり、「校長明石猪一郎赴任前ハ町内私立学校ニ小学生徒ノ入学スルモノ」（註7）が多く、公立小学校の教育を拒否したことが伝えられている。秩父事件の起つた埼玉県秩父郡では「良教官を他郡より招致し、師範出の如き他郡の比で」なかつたにかゝらず、「昨年暴徒蹶起以後衰微し」「或は教員の少過を咎めて之を放逐して閉校するものあり、総て教員を視ること奴僕の如」き状態であつた。（註8）

このような形勢下にあつて児童生徒の反政府的言動もまた決して稀ではなかつた。明治十六年五月二日の土佐新聞では長岡郡国分川の上流で数十人の少年が川をはさんで対峙し、一方の旗に「自由の大字を書し、西の少年は我々こそ自由の卵なり、自由の権利は天賦なりなど呼ばはるとか」（註9）という記事のをせている。また明治十六年陸奥宗光が和歌山に着いたときは「路傍には小学生徒数百人列をなして迎ふるものあり」（註10）というほどの熱狂ぶりであつた。さらに一歩進んで明治十五年には三重県阿濃津中学校の生徒が「専制政府倒すべし、然る後はじめて自由民権の旗は翻るべし」と演説して重罰三年六月、罰金百円、監視一年の刑に処され、翌十六年には神戸の一教師が不敬事件を問われ、同じく刑に遭つている。（註11）

このような事態に処してとつた政府の処置は何であつたが、第一に教育の政治的中立化の要求である。明治十三年太政官布告集会条例で「官公立学校ノ教員、生徒、農業、工芸ノ見習生ハ之ニ（政治に関する事項を講談する集会一筆者註）ニ臨会シ、又ハ其社ニ加スルコトヲ得」ずとなし、また明治十四年小学校教員心得を出し、「就中政治及宗教上ニ涉リ執拗矯激ノ言語ヲナス等ノコトアルベカラズ」と規定した。思想圧迫の顕著な例として明治十六年森岡県令の出した兵庫県立諸学校に出した通達で、「其校生徒諸新聞雑誌等自今購読不相成候条此旨相違候事」（註12）と規定している。

教育の中立化に対する要求は明治十九年の森有礼の教育改革と相まつて教師の人間像を一変してしまつた。明治十四年の師範学校教則大綱では「小学校教員タルニ必須の学科ヲ授クル所」（第一条）と規定するに止まつたが、明治十六年の府県立師範学校通則になると「忠孝彝倫ノ道ヲ本トシテ管内小学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成」すべきものとなり、（第一条）さらに明治十九年の師範学校になると「但生徒ヲシテ順良信愛威重ノ氣質ヲ備ヘシムルコトニ注目スヘキ」ものとなつている（第一条）。このような資質を養う手段として兵式体操を採用したが、森有礼は次のごとく述べている。「前期ノ三箇条ノ目的ヲ達セントスルニ利用スヘキ一法即チ道具責メナリ。方法ナリ。故ニ兵式体操ハ決シテ軍人ヲ養成シテ万一国家事アルノ日ニ当リ、武官トナシテ兵隊トナシテ国ヲ護ラントスルカ如キ目的」（註13）でない。かくして師範学校は「純粋ニ他人ノ道具即チ国家教育ニ必要ナル道具」（註14）を養成す所となり、「他ノ学科ニ従事スル生徒ト違ヒ、自己一身ノ為メニ修業スルモノ」（註15）ではないとされたのである。

このようにして次第に教師群の政治に対する関心は除去され、絶対主義政権に奉仕する「順良」な教師が多くなつて行つたのである。かくして明治十八年の長野県の状況として「幼稚の児童に法律経済の奥義を話すが如き弊風」（註16）はあとを断ち、明治十八年の文部省第十一年報は「小学校教員ハ其学力年ヲ追ヒテ上進シ、其操行モ亦益々修齊シ、大ニ軽躁ノ挙動ヲ減ゼリ」（註17）と報告している。このような教師群の動向は明治十八年文部省達で「公私立学校生徒ニシテ多数集合

シ際暴危険若クハ奇異ノ行為有之候テハ教育上不都合ニ候条右様ノ儀無之様其学校ニ於テ敢敷取締可致尤運動等ノ為メ集合スル時ハ学校ノ教員等ヲシテ監視セシムヘシ」と命令している政府の動きに必ずしもあつた。(註18)

教科書についても、明治十三年「別紙甲号書籍ハ書中小学校教科書トシテ不妥当ノ条項有之、乙号書籍ハ小学校ニ於テ教授スヘキ性質ノモノニ無之、又編纂之体裁教科書トシテ不適當ノモノ」(註19)として禁止したが、そのなかには、福沢諭吉の「通俗国権論」「同二編」「民俗民権論」加藤弘之の「国体新論」「立憲政体略」津田真一郎の「泰西国法論」など明治初年啓蒙的思想家の著書が少なからず含まれている。(註20)

政府の意図するところは教師群及び児童生徒を政治に対して盲目たらしめることである。封建的社会秩序を批判し、破砕する思想的武器であつた西欧の社会諸科学についての教養は初等教育から全くしめ出された。

政府のとつた第二の処置は徳育の振興である。消極的に政治的中立を要求するだけでなく、さらに積極的に国家に対する忠誠心を要求し、これを普遍的な倫理として裏づけようとした。このようにして、明治十年代において、儒教道徳の復活が顕著にあらわれてくる。明治十一年明治天皇が東北、北陸、東海道などを巡幸し、各学校を視察した結果、その意嚮が元田永孚によつて、「教学大旨」として出されている。「自今以往、祖宗ノ訓典ニ基ヅキ、専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ、道徳ノ学ハ孔子ヲ主トシテ」と書かれているが、その内容は元田の他の述作と異なるところがなく、今日の研究者によれば、「元田が例の通り自己の思想を『聖旨』に託してゐる」(註21)とされている。明治十三年には西村茂樹が文部省編輯局長として官撰教科書の著作に従事し、明治十五年には元田永孚の「幼学綱要」が全国各小学校に頒布され、ついでに小学修身書初等科之部六冊、小学校修身書中等科之部六冊など「西洋人の書名、人名、格言などすべて姿を消して『孝経』『論語』など儒教が圧倒的に多数を占め」「全く儒教主義に統一された前近代的道徳へと、教育の逆コースが決定された」(註22)のである。

地方の実状については「県下には生徒日鑑なるものありて各教場に之を掲示す。曰く(一)我国体を尊崇し、建国の法を服膺すべし。(二)君王に事へて誠忠を尽し大義明分を明にすべし。(三)父母に事へて孝養を尽し万事恭敬を主とすべし。(四)徳義を量じ品を慎み傲慢詭激の説に陥るべからず」(註23)とするしている。

修身科担当の教師については「碩学老儒ノ徳望アリテ修身科ノ教授ヲ善クスル者」は「学力ノ検定ヲ要セズ該教授免許状ヲ授与シ」(註24)た。しかし実状は明治二十三年の頃文部省は儒教主義を以て「数千百年の間我國民道徳の基礎を為したるものなれば、之を採庸すること最も適宜」の処置としながらも「漢学者をして之を教授せしむるが如きは実験の成績上、他の教科書と撞着して不都合少なからず」(註25)ということをも認めざるを得なかつた。

朱子学的勸善懲史観による歴史教育が明治十年代において最も行われ、読方の授業とほとんど異なるところのないような教授法が行われたのはこのような背景に立つていたのである。

それではこのような教育形態に対する批判、対立はなかつたであろうか。少なくとも二の対抗勢力を認めることができる。

その第一は進歩的の学者群である。啓蒙史学=文明史観を一層精緻ならしめ、学問的水準にまで高めたものに三宅米吉がある。三宅米吉は明治十九年「日本史学提要」において、「今日に在て歴史を講究する者は専ら社会学に導かれて之を講究せざるべからず。又此社会学の定法を発するの目的に出でざるべからず」「歴史編纂に於て尤も注意すべきものはボルテイルが曾て云へるごとく風俗、法律、技術の三事なり、此三事を取除きては社会変遷の真路を明かにするを得ざるなり」(註26)

と述べている。三宅米吉においては歴史法則が探求されていることは明かであり、朱子学的観善懲悪史観と異なるものがある。凡例によると二十五編を以て完結する予定であつたが、第一編の本邦の位置、気候等、太古人民に就ての想像説、蝦夷及びコロボツクル、太古の器物等の七章だけで終つた。その理由については「当時の官憲が出版を許さなかつた」（註27）ともいわれている。三宅米吉は文明史家の立場から明治二十年の「小学校用歴史編纂旨意書」に対して批判している。「奇怪ニシテ信ズ可ラザルモノハカメテ之ヲ省クヘシ」というのに対して、「其国の歴史中に其国の神代記を載せて児童を教ふる所は文明国になし」「神代の事は論ぜざる方宜しかるべし」（註28）として神話伝説の教育的価値を否定している。又「古代ニ密ニシテ今代ニ疎ナル等ノ弊ヲ避ケ其權衡ヲ失ハサランコトヲ要ス」といつていることについては、「歴史も社会の進歩につれて詳密を加へざるべからず」（註29）として現代史取扱を重視し、「戦争ニ類スルノ弊ヲ避クヘシ」ということについては「現今欧米に於て歴史編纂の大眼とする所は乃ち開化の進退是なり」「戦争の事、王室の記の如きは有用とせず」（註30）として所謂文史の教育的価値を積極的に主張している。朱子学的観善懲悪史観による道徳的批判については「史学は支那に於るが如く善惡に論なく、其真正を失はざらんことを要す」（註31）として警戒している。三宅米吉の歴史教育の趣旨とするところは「歴史科は智力發育に就ての功益は判断、比較、想像の三力を練習することなり」（註32）といつていることで明かであるように、児童の能力を伸ばすことが主眼であり、愛国心それ自体の涵養を目的とするものではなかつた。けだし三宅米吉の考はスペンサーによつているものゝ如くである。スペンサーの *Education: Moral and Physical, 1860* には尺振八の明治十三年「斯氏教育学」明治十八年小田貴雄の「斯辺鑑教育論」明治十九年有賀長雄の「標註斯氏教育学」などの訳書があり、広く読まれていた。（註33）スペンサーは人間生活を構成する主要な活動（the leading kinds of activity which constitute human life）を分類し、これを以て教科組織の原理とした。その第四、の分類項目として「適当な社会的政治的諸關係維持の中に含まれているところの諸活動」をあげ、それに役立つ教科として歴史をあげているが、「今学校用ノ歴史ニ掲載シタル実事ノ如キハ一モ政治ニ関シ、己ヲ勉スルノ正道ヲ知ラシムヘキ階梯トナルモノナシ」と批判し、「實際上ノ価値アル歴史ハ独リ社会誌ト名クヘキ所ノ者アルノミ」（註34）と論じている。社会誌とは *discriptive sociology* の訳語で、まさに文明史というべき歴史や叙述に近いものであろう。

明治十年代の進歩的学者群に共通した教育観は実用主義教育観で、外山正一の「小学中学の教育の主意たる特に某々の学科を生徒に教へ込まん為にあらず、其能力の発達を助けん為のものなり」（註35）といつているのもそれである。また明治十年代の代表的教育学者の一人である能勢栄が「真正ノ歴史ハ社会進歩ノ理勢ヲ講ジ、人事変遷ノ原因ヲ究ムルモノ」（註36）といつているのも三宅米吉の考と異なるものではない。能勢栄が「榎本子爵の幼時の時、即ち天保、嘉永の際に行ふ可きものにして、之を明治の今日に行ふ可きもの」（註37）でないとし、儒教的な徳目による道徳教育に反対しているのも儒教復活の傾向に対してどのような位置にあつたかを知るべきものがある。

儒教復活を阻んだ第二の勢力は近代的官僚群である。森有礼は国家に対する忠誠心を要求する線に沿つて、学校教育全般にわたり改革を試みた中心人物である。道徳教育についても多くの関心を示し、能勢栄に命じて中学校用修身教科書をつくることを試みた。しかし皇室に対する忠道について一言半句の説明もなかつた理由で訂正命じているが、（註38）森の考えた「皇室に対する忠道」とは何であつたか。森は「今の世に孔子の教を唱ふるは迂濶なり」（註39）となし、「國ノ全部ヲ拳ゲテ奴隸卑屈ノ氣ヲ驅除シテ余残ナカラシメ而シテ國本ヲ鞏固ニシ國勢ヲ維持スル」を以て本旨とした。（註40）少くとも森有礼は近代ナショナリズムの何たるかを理解していた。森にとつて儒教復活による道徳教育は正に「奴隸卑屈ノ氣」を養うものというべきであらう。

明治十年代の歴史教育における愛国心の問題

伊藤博文の直系井上毅は明治二十七年岡山地方巡視に際し「第一君徳ヲ仰ギ、至尊陛下ノ教育下ニ寄セ給フ大御心ヲ奉体シ、之カ普及ヲ計ルハ我々ノ責任タルニ在リ」と述べており、(註41)天皇を頂点とする政治権力集中を意図した点で森有礼と異なるものがない。しかし立憲政治家たる井上は「教育勅語というごとき君主の言を以て道徳を一定せんとするがごときことに多大の疑問」(註42)を持つた一人であり、政治、文化共に君主の徳化とする儒教的教育観には反対した。井上は教育勅語起草に関係したが、儒教道徳によつて塗りつぶそうとする元田永孚の教育勅語草案に対しては「公益」「国憲」「国法」などの市民道徳の若干を取り入れさせ、修正を施した。「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ」とは儒教的忠誠心を意味するものではなく、近代ナショナリズムを盛つたものと解すべきであろう。

近代的官僚の頂点に立つ人物は伊藤博文である。元田永孚とは対立関係にあり、「若シ夫レ古今ヲ折衷シ、經典ヲ斟酌シ、一ノ国家ヲ建立シテ、以テ行フカ如キハ、必ス賢哲其人アルヲ待ツ、而シテ政府ノ宜シク管制スヘキ所ニ非サルナリ」(註43)という見解をもつていた。

明治三十二年山口尋常中学校で演説して、「愛国心と云ふものは日本の学問では余り古くから言はれなかつたことであるが、近來に至つて其名称も事実も共に発達して來た」「外の業務を忘れて愛国心の作興に従事するなど云ふことは真に学者の僻見である」(註44)と批判しているのは正しく近代ナショナリズムの歴史性とその本質を見ぬいていたものと解さねばならない。

以上により儒教復活及びそれに伴う朱子学的勸善懲惡史観による歴史教育には有力な反対が少なく、明治十年代においては未だ愛国心涵養のための歴史教育は確立していなかつたことを知ることが出来る。

- 註1) 堀江英一「自由民権運動の展望」(歴史学研究会「歴史と民衆 歴史学研究会1955年大会報告」昭和30年)次の如く要約されている。「天皇制を成立させた討幕派勢力の内部分裂にはじまり(土族民権)、それを豪農指導の統一戦線が継承発展させ(豪農民権)、最後に中農が指導してそれを純化発展させた(農民民権)。(253頁)
- 註2) 拙稿「明治初年における教育技術の社会的基底についての一試論」(「北海道学芸大学紀要」第一部第7巻第1号増補)105頁以下で多少くわしく論じた。
- 註3) 「新潟師範学校七十年史」234頁
- 註4) 「福師創立六十年」39頁
- 註5) 「大日本教育会雑誌」1号明治16年
- 註6) 庄司吉之助「変革期における農民思想の問題」(「歴史学研究」)160号32頁
- 註7) 「大日本教育会雑誌」56号256頁
- 註8) 「大日本教育会雑誌」29号58頁
- 註9) 「新聞集成明治編年史」5巻287頁
- 註10) 「新聞集成明治編年史」5巻286頁
- 註11) 高桑未秀「日本学生社会運動史」昭和30年16頁以下
- 註12) 「新聞集成明治編年史」5巻165号
- 註13) 「大日本教育会雑誌」27号37頁
- 註14) 「大日本教育会雑誌」28号34頁
- 註15) 大内長衛「師範学校令小学校令及諸学校の通則」(「大日本教育会雑誌」)30号23頁
- 註16) 「大日本教育会雑誌」22号115頁
- 註17) 「文部省第十一年報」明治18年3頁
- 註18) 「大日本教育会雑誌」16号
- 註19) 「明治以降教育制度発達史」2巻493頁
- 註20) 「明治以降教育制度発達史」2巻495頁以下
- 註21) 家永三郎「教育勅語成立の思想史的考察」(「日本思想史上の諸問題」)126頁
- 註22) 唐沢富太郎「教科書の歴史」115頁
- 註23) 「大日本教育会雑誌」10号92頁
- 註24) 「明治以降教育制度発達史」2巻522頁
- 註25) 「教育渙発関係資料集」第2巻郵便報知明治二十三年三月十一日修身教育に関する文部省の方針451

- 頁
- 註26) 「文学博士三宅米吉著述集」上巻17頁
 註27) 川口白浦「日本国史学発達史」265頁
 註28) 「文学博士三宅米吉著述集」上巻118頁
 註29) 同 118頁
 註30) 同 129頁
 註31) 同 126頁
 註32) 同 123頁
 註33) 明治十年代末期における二十六の師範学校の教師用教育学参考書の使用状況は次の通りである。
- | | | |
|---|----|-------|
| Bain : Mental Science | 26 | |
| Bain : Education as a Science | 20 | |
| Sully : Outline of Psychology | 16 | |
| Johnnot : Principle and Practice of Education | 15 | |
| Spencer : Education | 13 | |
| Currie : Common School Education | 13 | (以下略) |
- (「文学博士三宅米吉著述集」) 下巻602頁
- 註34) 尺振八訳「斯化教育学」(「明治文化全集」) 10巻430頁
 註35) 外山正一「小学及中学校教員心得」(「大日本教育会雑誌」1号) 61頁
 註36) 能勢栄「東洋の歴史」(「大日本教育会雑誌」69号) 834頁
 註37) 能勢栄「徳育鎮定論」(「教育勅語・渙発関係資料集」2巻) 273頁
 註38) 「湯本武彦選集」81頁
 註39) 能勢栄「徳育鎮定論」の中に森有礼の語として引用されている。(国民精神文化研究所「教育勅語渙発関係資料集」2巻 247頁)
 註40) 文部省教学局「教育に関する勅語渙発五十周年記念資料展覧会図録」42頁
 註41) 「井上毅事業小史」15頁
 註42) 渡辺幾次郎「教育勅語渙発に翼賛せる人々」(「明治史研究」) 41頁以下
 註43) 文部省教学局 前掲図録35頁
 註44) 「伊藤公全集」2巻 138頁、139頁

四 明治十年代における愛国心涵養のための歴史教育の効果、一特にその限界について一

明治十二年の所謂自由教育令で歴史科なる教科が独立したが、明治十三年の教育令改正によつて「已ムヲ得サル場合ニ於テハ読書習字算術地理歴史修身ノ中地理歴史ヲ減スルコトヲ得」(第三条)となり、必ずしも全小学校において歴史がおかれていたわけではない。明治十七年岡山県の実状は「地理、歴史、図画、博物、物理、化学等の学科を教ふるものは之を見ること少き」(註1)状態であつた。「予輩村落ノ小学校ヲ視ルニ修身書、読本又ハ習字、算術ヲ授クルニ勞シテカ地理、歴史等ノ他ノ教科ニ及パザルモ往々コレアリ」(註2)というのは全般的な実状であつたかと考えられる。明治絶対主義政権は朱子学的勸善懲惡史観による歴史観、またその裏づけとして儒教道徳を復活することにより「尊王愛国の志氣」を涵養しようとしたのであるが、必ずしも効果があつたとはいえない。勿論かゝる動きに対して有力な反対があり、その滲透を阻止したことも事実であるが、朱子学的勸善懲惡史観そのものに弱点があり、天皇を頂点とする支配体制確立を意図する政府の要求に応ずることができない事情があつた。

その第一は儒教を貫いている合理的思惟の問題である。

「新撰日本略史」には漢文で「国勢治革論」なる史論が附されているが、同書に神代を缺く理由として「神代邈焉不可測度」ことをあげている。また「日本文明史略」では「此書は彼を推して彼を知るという理、すなはち人間世界にある普通の道理に基づきて立てたるものにして、鬼神世界の理といふものは関せず」(例言)とするしている。このような歴史叙述の態度は「大日本史」

や「本朝通鑑」などにも通ずるものである。けだし儒学の果した社会的役割は古代国家の胎内において対抗的に生長しつゝあつた封建的社会秩序を倫理的に根拠づけたことであり、その合理的思惟は古代貴族の特権を根拠づけた神話的历史観、呪術的多神教神観を排除する武器であつた。(註3) 天皇の地位の絶対性を説明する仕方はその祖先に関する神統譜以外に求めることは困難であろうが、儒教に内在する分理的思惟はこれを阻んだ。

その第二は天皇に対する道徳批判の問題である。絶対主義政権がその権力支配を確立するためにはその頂点に立つ天皇の地位を絶対化する必要があつた。ところが儒教における徳治主義とその歴史叙述における道徳的批判は必ずしも天皇の地位を絶対化するものではなかつた。

「新撰日本略史」で「聖武信、仏、土木妄作仁恤之政不_レ及_レ於天下_一」とか、また「以_レ白河多欲_一、_一民膏血_一。侈靡是極」などいつているのは典型的な朱子学的歴史批判であつて、天皇たりといえども容謝しなかつた例である。唐沢富太郎博士は武烈天皇暴虐の記事が次第に教科書から姿を消す過程を析出して、「後の如くこれによつて国体の尊嚴を知らしめ、国民の自覚を昂揚しようとするものでない」(註4)と論じているが、この種の教科書は明治二十年代までくだつていり。人物批判についても足利尊氏につき、「新撰日本略史」では「其人ト為_レり度量恢弘ニシテ権略アリ、生涯女色ニ耽ラズ。士ヲ愛シ、施ヲ好ム。金帛ヲ視ルコト土器ノ如シ」となし、また楠正成を「器宇狭量ニシテ、下ヲ使フニ酷タ嚴明ナリ。是ヲ以テ戦国英邁ノ士多ク使役サル、ヲ厭フ。此故ニ毎戦必ズ捷ツト雖モ戦士漸ク喪亡ス。」(巻四)と批評しており、この両者を「忠臣」「逆臣」の典型と描き出す後年の歴史教科書とはつきり異なるものがある。

儒教的特に朱子学的勸善懲惡史観による歴史教育は歴史事実に対して道徳的批判を下す点において徳育振興という明治十年代の課題に一応の寄与はあり、また自由民権運動を支えるフランス的天賦人權の横の倫理に対して、縦の倫理を貫くことにより、一応革命的気運を防ぎとめる防塞たる役割を果たした。しかし、少くとも天皇の地位を絶対化する窮局の目的を果すことはできなかつた。

明治二十年の「小学校用歴史編纂趣意書」において「凡_レソ事実ヲ記スルニハ精確ニシテ、偏頗ナキモノヲ取ルヘシ。又奇怪ニシテ信スヘカサルモノハ力メテ之ヲ省クヘシ」「故サラニ虚張空造ニ陥リ、若クハ虚譽褒貶ヲ甚クシ、却ツテ事実ヲ害スルニ至ラシム可ラズ」など、明治十年代の歴史教育の骨髄は依然として残つていり。

それでは上記のような歴史教育は国民の諸階層の愛国心に対してどのように作用したのであろうか、明治十年代の就学率は第一表の通りである。(註5) 明治十六年を頂点として一進一退があり、50%を出ていない。第二表(註6) 第三表(註7)によつてみるに在学三年以上のものは半減し、六カ年以上に及ぶものは極めて稀であつた。特に女子において著しいものがあつた。歴史科は中等科五、六学年において、扱われた教科であつたのであるから、小学校の歴史科は愛国心涵養にそれほど寄与したとは考えられない。若し多少でもあつたとするならばそれは国民上層部に対してであつたであろう。けだし明治十年代後半は松方財政のデフレ政策とそれにむすびつく殖産興業政策のために、不景気がつゞき農民層が分解し、寄生地主と小作農の階層分化が進行しつゝあつた時代であるからである。「下等社会ノ人民ハ」「資力ノ缺乏シテ其子弟ヲ教育スルニ堪ヘザルモノ」(註8)であつたからである。学校の維持も極めて困難であり、明治十九年島根県の湯田小学校の如き、「連日一人の出席生徒なきに至_レり」、(註9) 山梨県でも「学務委員ハ村費不納者多きより教員給料を渡すを得ず、僅かに其幾分を私財より繰替ること度重ナ_レル状態であつた。(註10)

徴兵忌避の傾向も多く、明治十九年「兵役ヲ忌避スル太甚タシキ今日ノコトキハ古今万国蓋シ其類希レナルトコロナリ」と論ぜられ(註11)、明治十八年一月十六日の朝野新聞は「近來頻りに出雲大社へ参詣する者多きに由つて其故を聞くに、彼の徴兵適令の検査が始まりたるにより、近郷は

第一表 児童就学率

年次	就学率
明治10	39.87
11	41.26
12	41.16
13	41.05
14	42.98
15	48.51
16	51.02
18	49.62
19	46.33

第二表

和歌山県東牟婁郡第一番
学区学年別児童在籍数
(明治18年)

科 級	男	女	
初 等 科	6 級	89	106
	5	89	99
	4	193	92
	3	117	68
	2	110	77
中 等 科	6 級	55	8
	5	38	4
	4	24	6
	3	16	—
	2	7	—
高 等 科	1	1	—
	4 級	—	—
	3	2	—
	2	—	—
	1	—	—

申すまでもなく数里の遠村に至るまで、親兄弟は勿論、隣家組合の者迄、なんでも神力を以て免役にせんと、矢鱈無性に祈つたと報じている。(註12)

明治十二年の徴兵令では「第五項公立使府県設立ニ係ル以下公立公師範学校ニ於テ卒業ノ者、第六項公立中学校及ヒ公立専門学校ニ於テ卒業ノ者、第七項文部省所轄官公学校及ヒ其他省使ニ属スル官立学校ニ於テ卒業ノ者」(第二十九条)が平時において兵役を免除されていたが、明治十六年の改正で、これらの免除規定が除かれ、僅かに「第二項官立府県立学校小学校ノ卒業証書ヲ所持スル者ニシテ官立公立学校教員タル者、第二項官立大学校及ビ之ニ準スル官立学校本科生徒」(第十八条)は事故の存する間猶予され、また「官立府県立学校小学校ヲ除クニ於テ修業一箇年以上ノ課程ヲ卒リタル生徒ハ六箇年以内」(第十九条)徴集を猶予されるに止まつた。

第三表
在学期間別児童就学率

在学期間	京都府	三重県
6年以上	5.98	0.55
3年以上	35.67	18.66
3年未満	58.35	80.79

このことが師範学校入学志望者激増の理由となり、福島師範学校では例年教諭訓導が県内に出張して生徒募集していたにかゝらず、明治十六年には「三十七名の入学許可に対して実に百四十名の応募者があつて学校はホクホク喜んでおり、「地方の金持息子の慶応大学をやめてくる。中学校をやめてくる。東京方面から続々やつて来た」(註13) 実状にあつた。新潟師範学校でも明治十七年「高等師範科二十五名中等師範科二十五名計五十名の募集に対し、約三百数十名の応募者があつた」(註14)と伝えられている。このような傾向については「師範学校ヲ以テ徴兵遁レノ潜伏所トナスハ実ニ師範学校ノ品格ヲシテ墮落セシムルモノ」(註15)とか、「此徴兵避免ノタメニ師範学校ニ入ツテ重大ナル教育ノ改良上進ヲ計ラントスルハ困難ノコトト思ヒマス」(註16)というような非難も免れることができなかつた。

明治十年代末期の学生層は慶応義塾の場合、「士族の子弟にして其家に資産の豊ならざる者」「地方富豪の子弟にして祖先以来の遺産に依頼する」者(註17)であつたが、これら士族、豪農の所謂愛国心の程度を知ることができよう。

明治十一年愛国社が再興されたが、その再興趣意書に「嗚呼愛国愛身豈ニ二致アラン哉、人真ニ其身ヲ愛スルヲ知ル、又当サニ其国ヲ愛スルヲ知ルベシ」「夫レ親子兄弟和楽シテ、而シテ一家ノ幸福ヲ全フスル事ヲ得ル所以ノモノハ、其互ニ交際シ、以テ相親愛スル事アレバナリ、老若男女相救ヒ、以テ一郷ノ幸福ヲ幸福ヲ全フスル事ヲ得ル所以ノモノハ、其互ニ交際シ、以テ相親愛セザルベカラズ、蓋シ交際親愛ハ人ノ情性ニシテ、家族郷党ノ間ニ行ハル、モノナレバ、又邦国ノ間ニ行ハレザルヲ得ズ」(註18)とされる。愛国心の基礎が家族意識、郷党意識に求められており、政治結社もゲマインシャフトリツヒな性格を多分に持つていた。こゝには「大学」の「修身齊家治國平天下」なる政治意識から去ること遠くないものがあり、封建的割拠性、身分的階層意識を

充分払いのけていない。国民参政の要求も「藩政廃セラレ士ノ常職ヲ解クヤ、其旨意ハ則特ニ士族ヲシテ参政權ヲ得セシメ、以テ士民ノ權ヲ均クスルニ在リト雖モ、士族未ダ之ヲ得ザルノミナラズ、爾後士族モ亦之ヲ失フニ至ル。且我邦未ダ国会ノ設ケアラザレバ、政府公議輿論ノ在ル所ヲ知ラント欲スルモ亦タ如何トモス可カラサルナリ」（註19）と述べているところで分るように、各階層に深く根を下し、全国民の政治意識を振り立たせるものではなかつた。明治22年に出された「板垣伯の意見書」にも「我邦土ハ我祖先カ骨ヲ埋メタルノ地ナリ、我王室ハ我國民カ恩ニ浴シタルノ源ナリ、無情ノ山川モ亦相伴フテ其感ヲ生シ、愛情ノ纏綿シテ相離ル可ラサル者アリ、之ヲ名ケテ愛国心ト謂フ」（註20）と述べており、ほぼ同様である。

遠山茂樹氏は、自由民権運動における士族的要素の評価につき、「半封建的地主、商業高利貸資本家の日本的“ミッドルクラス”が缺如する近代市民的革命精神を、士族的政治意識をもつて当面代位補充する以外に、下から生長をはるかに追い起すあまりにも速き上からの絶対主義化に対抗する途がなかつた」（註21）と論じているが、むしろ羽鳥卓也氏の「民権論は近代社会の実現を志向するものとはいへない」（註22）という批判には傾聴すべきものがある。「今ノ徴兵ヲ厭忌スルモノ却テ農工商ニ少クシテ特ニ士ニ多キコゴトキハ最モ恠ムベシ」（註23）という実状などその端的なあらわれである。

政府は明治十六年徴兵令を改正し、予備役、後備役を法制化し、近代国民軍整備の一步をすゝめたが、士族、豪農層及び教師群はかゝる動きに対し、拒否の態度をとつた。朱子学的勸善懲惡史観、その裏づけとしての儒教道徳の復活は近代的な愛国心の涵養に資するところは少かつた。「尊王愛國ノ志氣」を養うことをめざしながらも。

註1) 「大日本教育会雑誌」10号94頁

註2) 「大日本教育会雑誌」13号52号

註3) 拙稿「没落期における古代貴族の歴史思想について—愚管抄解釈の一視角」（『北海道学芸大学紀要』6巻2号）

註4) 唐沢富太郎「教科書の歴史」82頁

註5) 文部省「教育効果ニ関スル取調」4頁

註6) 「大日本教育会雑誌」21号75頁

註7) 同 48号48頁

註8) 同 15号41頁

註9) 同 27号102頁

註10) 同 22号133頁

註11) 村岡素一郎「徴兵ト教育トノ關係」（『大日本教育会雑誌』27号）40頁

註12) 「新聞集成明治編年史」4巻263頁

註13) 「福師創立六十年」21頁

註14) 「新浮第一師範七十年史」235頁

註15) 生駒恭人「二府九県各師範学校ヲ見ル」（『大日本教育会雑誌』28号）36頁

註16) 古川良之助「師範学校前途ノ目的」（『大日本教育会雑誌』30号）14頁

註17) 「福沢全集」9巻545頁

註18) 植木枝盛「立志社始末記要」（『史学雑誌』65編7号）70頁

註19) 同 71頁

註20) 「明治政史」（『明治文化全集』2巻）120頁

註21) 遠山茂樹「征韓論、自由民権論、封建論（1）」（『歴史学研究』143号）3頁

註22) 羽鳥卓也「近世日本社会史研究」昭和29年32頁

註23) 村岡素一郎「徴兵ト教育トノ關係」（『大日本教育会雑誌』27号）41頁

五 結 語

明治二十年代に入ると、似而非ナショナリズムならざる真正なナショナリズムが要求されるよう

になつた。三宅雄二郎は「所謂の国民的政治とは外に対して国民的特立及び内に向つて国民的統一を意味するものなり」と論じ、(註1)また杉浦重剛は「然るに我国於ては封建の余風未だ跡を留め、士農工商の別は隠然として、国と云へる思想は夫の封建の夙に破れし諸国に比して未だ発達せざるの憾なき能はず」(註2)となげいている。明治二十七年になると、「教育ある者にあらねば兵士として十分の価値を発揮せざることを軍隊に於て証擧立てられ」た。(註3)明治二十年において、憲法施行、教育勅語の発布があり、明治政府は一は上に天皇を頂点とて政治力を集中し、一は下に国民各階層広く国民意識を滲透させることに成功した。このような過程において初等学校の歴史科の果たした役割は極めて大きいものである。明治二十八年の湯本武比古の「新編教授学」では「小学校ノ如キ教育的学校ニテハ殊ニ広義ノ歴史的学科ヲ重ンゼザルベカラズ」「歴史的学科ノ中ニ殊ニ重ンズベキモノハ修身科ニシテ次ニ歴史科ナリ」(註4)と述べている。

それでは明治十年代の勸善懲悪をめざす朱子学的歴史観は明治中期ナショナリズムにどれだけ寄与することができたか。少くとも一は寄与できない事情が朱子学の思惟構造それ自体に内在しており、一は明治二十年における近代ドイツ史学の移植により、講壇的考証史学がアカデミズム史学としての地位を獲得したので、朱子学的勸善懲悪史観による歴史叙述はそのまゝでは歴史教科書の中に存続することは許されなかつた。

こゝにおいて登場するのがヘルバルト派教育学者である。このようにして「教育的歴史」「応用史学」なる歴史教育の形態が積極的にはヘルバルト学派教育学者の手により、消極的には講壇的考証史学者の手によつて完成されたのである。日本における愛国心涵養のための歴史教育は明治二十年代において出来上り、敗戦にまで及び、現在その復活の可否が問題となつているのである。

註1) 三宅雄二郎「真善日本人」(「明治文化全集」15巻)438頁

註2) 「天台道士著作集」165頁

註3) 「太陽」1巻9号159頁

註4) 湯本武比古「新編教授学」明治28年23頁

附記 この論文は昭和31年度文部省科学研究助成費による研究の一部で、「わが国における歴史教育巻発達、近代一明治大正時代の初等教育における国史教育一」(大塚史学会「歴史教育講座」2の昭和28年)を増補改訂したものである。